

遠隔臨場の試行要領（建築版） 特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者の協議により契約図書に定められた「立会い及び検査」をモバイル端末等による映像と音声の双方向通信により実施することを可能とする。

なお、実施方法については「遠隔臨場の試行要領（建築版）」による。